

「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」等の一部改正等（案）
に対するパブリック・コメントの結果について

平成 21 年 6 月 16 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」等の一部改正等（案）につきまして、平成 21 年 5 月 19 日（火）から、平成 21 年 5 月 29 日（金）までの間においてパブリック・コメントの募集を行いました。

その結果、当該期間内に寄せられた御意見は特にありませんでしたので、原案のとおり改正を行います。

以 上

本件規則改正につきましては、「定款」の一部改正を前提としております。従いまして、「定款」の一部改正が認可された後に、規則改正を行うことといたします。